様式第７号（第８条関係）

２０２５年　11月　７日

（あて先）三鷹市議会議長

議員行政視察に係る結果報告書

会派名日本共産党三鷹市議会議員団　代表者名　大　城　美　幸

1　視察年月日	2025年　10月16日（　木　）　～　2025年　10月17日（　金　） （　１泊　２日）
2　視察者氏名	大城　美幸　　紫野　あすか　　前田　まい 栗原　けんじ 計　４　人
3　視察先及び視察項目	（１）　香川　都・道・府・㊥　丸亀　㊐・町・村 ア　子ども条例について （２）　愛媛　都・道・府・㊥　松山　㊐・町・村 ア　松山市賃上げ応援奨励金について
4 視察結果等	１　香川県丸亀市、子ども条例について 丸亀市の子ども条例は、議員提出議案として提案され、可決されて制定したものです。そのため、市議団が事前に質問項目を提示した内容に沿って、はじめに議会事務局の職員より、条例制定の経緯について回答があり、その他の質問に担当課の福祉部子育て支援課課長から、説明と回答をいただき、質疑、懇談を行いました。 (1)　議会事務局の回答 質問1　2020年に子ども条例制定に至った経緯(なぜ、条例制定したのか) →2019年４月、教育民生委員の改選が行われ、委員の中で子ども条例の制定に向けて調査等を行うことで一致した。その後、委員・理事者とも協議を行い、議員提出議案として2020年３月定例会で可決された。 「様々な社会問題が発生し、子どもや子育て・教育を取り巻く環境は厳しさを増している。次の世代を担う子どもたちが健やかに育つように、その環境を整えていくことが議会としての責務である。行政だけではなく丸亀市民全体で子どもたちを育てていく。」という理念にのっとり、条例の制定をするに至った。

三鷹市議会
7.11.-7
第823号
受付

	質問2　条例制定にあたって、特に重視した点は何か →当時の委員長は「自由や権利を主張する風潮にあるが、子どもの権利を擁護するだけでなく、子どもの責任や責務も踏まえ、社会全体で子どもを育てていく。子どもたちにもその自覚を持ってもらいたい。」との思いがあった。 主体的な一人の人間として育ってもらうため、あえて細かく明記せず、社会全体で子どもを育てる、大切にするという表現とした。 また、「議会の関与」に関する条文の追加も検討したが、条例に基づいた取組について、議会が監視・提言等を行うのは当然であるとの考えから、あえて記載していない。 質問3　条例制定の際、市民・保護者・特に子どもの声をどのように取り入れたか →保護者との意見交換を２回実施、また市のホームページ上でも意見募集した。子どもから直接意見を聞く場は設けていない。 質問4　条例制定にあたっての子どもの権利についての議論はどのようなものがあったか →・権利だけでなく責任や責務についても子どもたちが自覚できるよう、社会全体で支えていくべきである。 ・義務・責務という表現は使わずに、柔らかい表現となるよう配慮した。 ・意見交換の中で、一般市民から「子どもの権利だけを擁護する条例にならないようにすべき。」との意見があった。 (2)　担当課長からの回答と説明 ①丸亀市の2025年4月1日現在の人口は、107,463人、47,445世帯、2023年の出生率は6.5%(全国の出生率は6.0%)、出生数は708人 ②2020年に条例を制定。第3条で3つの基本理念を定めている。 ○子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとって最善の利益が考慮されること。 ○大人は、子どもを温かく見守り、日常的な関わりを大切にして、子どもが主体的に考え、行動していく力を育めるようにすること。 ○家庭、学校等、地域、事業者及び市は、互いに協働して子どもの育成に係る取組を行うとともに、その環境を整備すること。 第4条に3つの子どもの権利などを定めている。 ○子どもは、日本国憲法及び児童の権利に関する条約にのっとり、一人一人が大切にされ、健やかに育つための環境を求めることができる。 ○子どもは、年齢及び成長に応じ、まちづくりに参加することができる。 ○子どもは、自分が大切にされると同様に他者を大切にするものとする。

	③事前質問への回答 質問5　条例制定後の周知・啓発の取組み →ちらし(日本語だけでなく、英語、中国語、スペイン語)を作成し、毎年新しく小学4年生と中学1年生になった児童生徒に配布している。また、子育て支援課による条例の説明動画を作成・アップデートし、公立学校で活用してもらい、各学校において自分たちの活動は、子どもの権利のどの項目にあたるのかを考える授業を実施してもらっている。さらに、学校の代表者が「子ども議会」において年1回発表する場も設けている。 具体的には丸亀市内には小中学校が23校あり、ある学校では、全校集会で、掃除は子どもの権利のどれにあたるのかを議論し、子ども議会で発表した学校や、「子ども議会」の様子をケーブルテレビで放送も行ったとのこと。 質問6　条例制定後の児童生徒、子どもの変化について →子どもも大人と同じように、一人の人間として生まれながらに権利を持つ存在であることを知り、理解することで、他者の権利も尊重する姿勢を育むことができるようになっている。 たとえば小学校の学級目標で他人の事も考えるような目標設定ができるようになってきていることや、子ども議会に参加した子どもたちに意見を聞くと、いろんな人の話を聞いてこんな考えもあるんだと知ることができたなどの声が寄せられた。 質問7　条例制定後の市民の「子ども条例」「子どもの権利」についての認知度と市民の変化について →認知度については把握できていない。今後、認知度や市民の意識の変化については地域で子育てをする人たちにアンケートをするなど、何らかの方法で調査できるよう取り組んでいきたいと思っているとのことでした。 質問8　条例制定のメリットとデメリットについて →メリットについて 子どもの権利の明確化と環境整備～ 子どもが自分の権利を知り、尊重されることで、安心して生活・学習できる環境が整う 子どもの意見を反映したまちづくり～子どもが意見を表明する機会を作り、地域の政策や活動に参加できるようになる。 子どもに関わる大人の意識向上～教育・福祉・行政など、子どもに関わる人々が権利を尊重する姿勢をもつようになる。 子ども同士の相互理解と尊重の促進～自分の権利を知ることで、他者の権利も尊重する態度が育まれる。 →デメリットについて 権利と義務のバランスの理解不足～権利ばかりが強調され、義務や責任との関係が十分に理解されない可能性がある。 大人側の抵抗感や誤解～「子どもの権利を主張しすぎる」とい

った誤解や、子ども参加への抵抗が生まれることもある。

子ども参加の形骸化～子どもの意見を聞く場が形式的になりやすい。

質問9　条例制定から5年が経過しての現在の課題について

→子どもの権利の理解の広がりに差がある～

子ども自身や保護者・地域住民の間で、権利についての理解度にばらつきがある。特に「権利=わがまま」と誤解されるケースもあり、啓発活動の継続が必要。

子どもの意見表明の場が限定的～子どもが意見を述べる機会はあるものの、日常的、継続的な視点からみるとまだまだ十分ではない。学校や地域での「子ども参加」の仕組み作りが課題。

子ども支援の担い手の連携不足～教育、福祉、医療、地域など、子どもに関わる機関の連携がまだ十分に機能していない。情報共有や支援体制の強化や団体間の連携が求められている。

子ども自身の権利意識の育成～子どもが自分の権利を知るだけでなく、他者の権利を尊重する姿勢を育む教育が必要。学校教育や地域活動での継続的な取組が求められる。

最後に担当課長から「丸亀市は、子ども条例制定から5年を迎え、これまでの取組を振り返るとともに今後さらに『こどもまんなか』のまちづくりを推進していきます。子どもたちの声に耳を傾け、ともに未来を築いていく姿勢を大切にしながら条例の理念を実現してまいります。」と、熱くお話していただきました。

丸亀市の子ども条例は議員立法で、しかも理念条例であるが、制定したことにより、条例の理念にのっとって誠実に子どもの権利を守り一人一人の子どもが大切にされ、健やかに育つように具体的な施策に取り組んでいる職員の熱意に感動しました。

2　愛媛県松山市　松山市賃上げ応援奨励金について

はじめに、議会事務局より松山市の概要の説明がありました。

その後、産業経済部ふるさと納税・経営支援課の副主幹と主任から愛媛・松山の産業についての説明と、事前に質問した内容に沿って回答がありました。

(1)　愛媛県について…瀬戸内海に面した平野があり瀬戸内海・宇和海には２００余りの島々がある。気候は温暖で、年間平均気温は松山で１６度。晴れの日が多く日照時間も日本有数。そのため柑橘が有名。人口は１３３．５万人で、全国２８位。愛媛県の産業の中で、県内有名企業の順位で松山市が４位スーパー(株)フジ(スーパーマーケット)で５位、井関農機(株)、６位三浦工業(ボイラ

	ー)など、上位の企業が市内にある。 (2)　松山市について・・・推計人口495,243人　世帯数は245,253世帯(2025年9月1日現在)。産業別人口構成(令和2年国勢調査)は、第一次産業は2.8%、第二次産業は17.6%、第三次産業79.5%。令和3年経済センサス活動調査による事業所数20,990、従業員数230,074人。地理的には愛媛県のほぼ中央に位置している。 松山市の産業の特徴点は、働きやすさの点では、通勤にかかる時間の短さ全国３位、余暇時間の長さ全国２位、暮らしやすさの点では、住みたいまちランキング2022－四国版１位、民営賃貸住宅の家賃の安さ全国２位となっている。 第三次産業では観光、飲食・宿泊サービス、理美容、IT関連などが多く、従業員300人以上の中堅・大企業は0.2%、76%以上が従業員100人未満の中小企業勤務となっておりその内１～９人の従業員数のところが74.2%である。 (3)　事前質問への回答 質問1　賃上げの奨励金を創設するに至った背景と経緯について →円安や原材料価格の高騰などで物価上昇が続く中、賃金と物価の好循環を継続し、従業員の生活の安定を図るため、中小企業の賃上げは重要である。松山市は賃上げの原資となる収益を増やすよう、IT技術や自動化機器などを導入する中小企業に補助を行い、企業の生産性向上を支援してきた。そして事業者が賃金を引き上げ、従業員の所得が増加することで、消費拡大による市内経済の活性化が見込まれるだけでなく、従業員のモチベーション向上につながり、人手不足の影響下で雇用の定着にも一定の効果があると考え、賃上げに取り組む中小企業に対して奨励金を給付し、持続的な賃上げを後押しすることとした。 質問2　国の物価高騰対応重点地方創生交付金を活用しているが、市の持ち出しはいくらで、何社、何人分で総額いくらの予算を見積もっているのか。 →R6年度254,000千円 ・奨励金250,000千円(5万円/人×5,000人分) ・委託料　3,000千円 ・その他事務的経費　1,000千円 財源は全額、国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用している。 質問3　対象従業員や給付額を決めるにあたっての議論、決定に至る経緯について →対象従業員は、企業が様々な形態で雇用している従業員の賃上げを後押しするため正規従業員に限らず、週20時間以上勤務するパートやアルバイト、契約社員などの非正規従業員(学生を除く)を対象とした。給付額については先進事例の奈良県などを参考に一人5万円、1事業所10人までとした。

	質問4　市内事業者や市民から奨励金についての反応は、どのようなものがあるか。 →中小事業所からは、「本制度を活用することで、賃上げに踏み切ることができた」、「本制度があったことで年内に2度の賃上げを実施することができた」などの声が寄せられている。また、労働者の代表である労働組合からは「企業の賃上げを後押ししている」「物価が高騰する中、従業員の収入増につながっている」などの評価をいただいている。 質問5　賃上げ奨励金の果たす役割と効果をどのようにとらえているか。 →中小事業者の賃上げを後押しするだけでなく、事業者が賃金引上げ、従業員の所得が増加することで、消費拡大による市内経済の活性化が見込まれるほか、従業員のモチベーション向上につながり、人手不足影響下で雇用の定着にも一定の効果があると考えている。 【R6年度実績】事業者数883者、従業員4,040人、給付額202,000千円、賃上げ率平均5.73% 令和７年度は、100人以下の中小企業だけでなく、公益法人やNPOにも対象事業者を拡げ、介護や福祉事業所、病院などにも適用されるので申請も増えるだろうと見込んでいる。 三鷹市も物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が同じようにあるわけで、効果的活用という点から、このような賃上げ奨励金の活用ができるものと確信した。担当課が市内の事業所にこまめに聞き取りを行い、何に困っているのかどうすれば解決するのかを真剣に考えて対話しているということであった。丸亀市も松山市も職員の熱意で施策が発展・充実しているということに感銘した。 三鷹市でもできないことではないと考える。視察で学んだことを今後の市政に関する一般質問などで取り上げ、市民のくらしをより良いものとするため活用していきたい。